

報告第3号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成29年度における業務の実績及び第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定に基づき、別添のとおり本議会に報告する。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治